情報法制チーム　鈴木 正朝
Information Law Team
Masatomo Suzuki

「仮名化情報」新設（個人情報保護法2020年改正）と医療AI推進に向けた特別法制定の提言

1.「仮名化情報」とは何か～記名式Suica履歴データ提供問題を振り返る

図1 記名式Suica履歴データ販売事業の全体概要

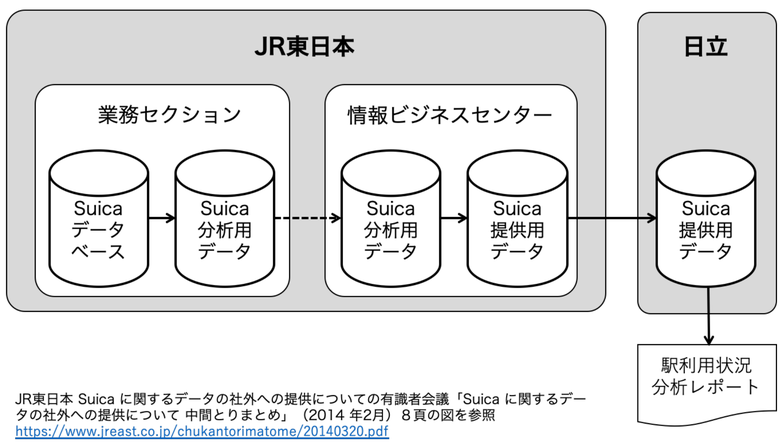

JR東日本 Suica に関するデータの社外への提供についての有識者会議「Suica に関するデータの社外への提供について 中間とりまとめ」（2014 年2月）８頁の図を参照
https://www.jreast.co.jp/chukantorimatome/20140320.pdf

図2 記名式Suicaデータベースの加工遷移

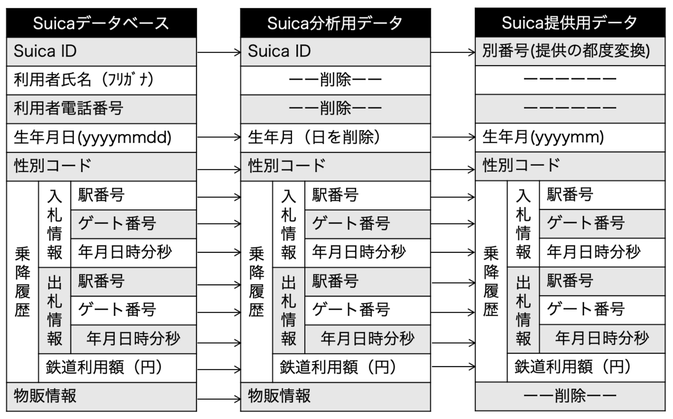

JR東日本 Suica に関するデータの社外への提供についての有識者会議「Suica に関するデータの社外への提供について 中間とりまとめ」（2014 年2月）８頁の図及び日経コンピュータ2013/08/02の記事（浅川直輝「オプトアウト受付は既に8800件、Suica履歴提供の仕組みをJR東日本に改めて聞く」）を参照して作成

図3 記名式Suica履歴データの匿名化の失敗

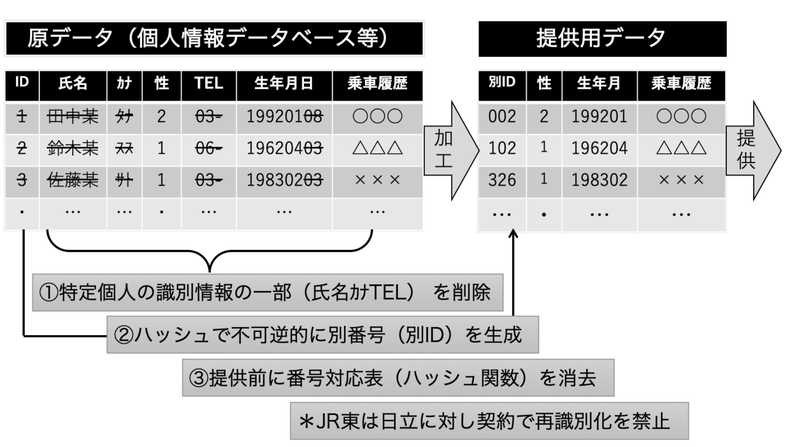

＊SuicaIDは、JEからはじまる17桁の数字（例：JE123456789011111）

図4 記名式Suica履歴データ販売の全体構成

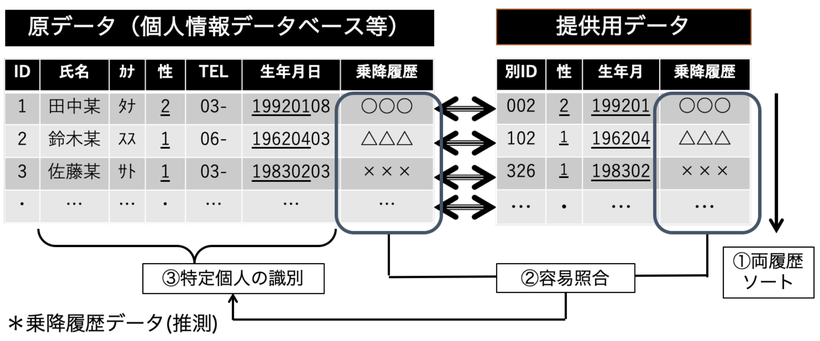

＊乗降履歴データ(推測)

入札駅番号	ゲート番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss	出札駅番号	ゲート番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss
0001	24	20130822072308	0005	08	20130822073525
0005	09	20130822084014	0122	12	20130822084848

× １ヶ月分

図5 記名式Suica履歴データ販売（第三者提供モデル）における容易照合性問題（提供元基準説と提供先基準説、無断提供は違法）

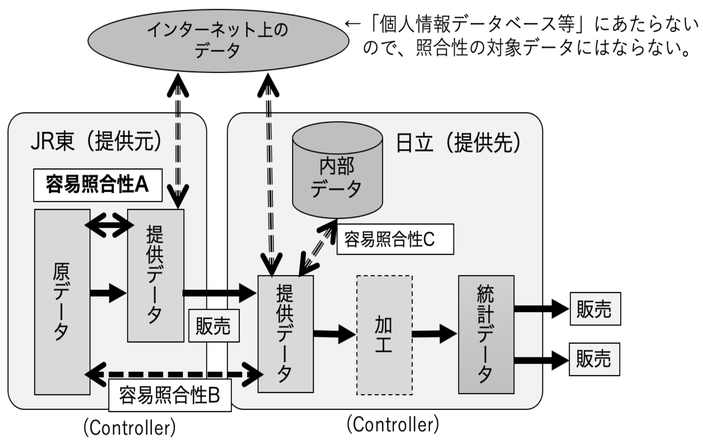

JR東は「第三者提供」後の提供データに関して責任を負わない。

図６ 記名式Suica履歴データの委託モデル（適法）

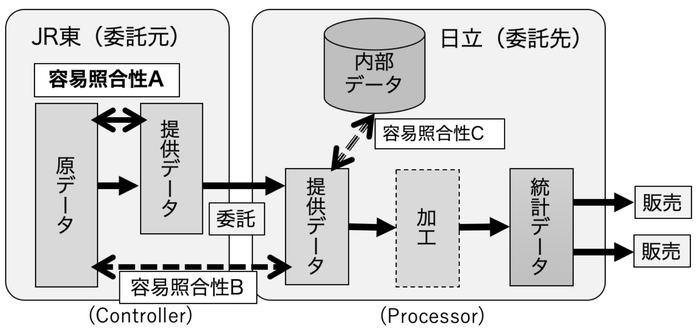

① 「委託」であればJR東の委託先の監督責任の下に本人同意なく提供可能。
② 統計化処理は「利用目的の制限」を受けない。
③ 統計化した情報は「個人情報」に該当せず自由に販売も無償譲渡（提供）可能。

2.「医療仮名化情報」導入（医療クオリティデータ政策、医療AI）に向けた特別法制定の提言

医療ビックデータ政策から医療クオリティデータ政策へ	
医療ビッグデータ政策 →	医療クオリティデータ政策
ねらい：大量に匿名加工情報を医療分野及び関連分野横断的に収集・分析し、主に相関関係的知見を得る。	ねらい：正確な医療仮名化情報を医療分野内で収集・分析し、主に因果関係的知見を得る。
対象情報：公私の医療等情報及び関連情報(ヘルスケア等)	対象情報：公私の医療情報
手法：非個人情報化（Anonymization）による本人保護と利活用推進策	手法：(医療)仮名化（Pseudonymization）による本人保護と利活用推進策
GDPRとの対応：前文26項 (anonymous information)	GDPRとの対応：第4条第5号 (pseudonymization)
対策：「一般法」の改正 2000個問題の解消	対策：「特別法」の制定 例）医療仮名データ法(仮)

連結可能匿名化（誤った匿名化）から「医療仮名化情報」へ

医療個人情報は利用目的の範囲内で、個人情報のまま利用するほかない。匿名加工情報など非個人情報化での利活用には限界がある。

① 脳のスキャンデータ、レントゲン、臓器写真等影像情報は個人情報である。匿名加工情報とした場合は医学的に無意味になる。

② 医療等IDを導入したら紐つく医療情報は全て個人情報として取り扱うことになる。

③ 医療データのトレーサビリティを確保するためには個人情報である必要がある。

④ 医療データのポータビリティを確保するためには個人情報である必要がある。

⑤ 医療データの消去権を確保するためには個人情報である必要がある。

医療クオリティデータ政策～「医療仮名化情報」の必要性

1. 主体：資格者（医師及び指定研究者）←認証制度
2. 対象：法律によって厚労省が指定する「特定医療ＤＢ」
3. 対象情報：「医療仮名化情報」（＝個人情報の部分集合）
4. 利用目的の特定：「法定利用目的」（法律で制限）
   ①学術研究・公衆衛生 ＜②本人治療 ＜ ＜ ＜③創薬＜＜ ＜ ＜④健康
5. データ移送：個人情報保護委員会が指定する暗号化措置
6. 処理施設：厚労省が指定する「特定安全対策事業所」
7. 消去：個票（医療仮名化情報）の消去義務（学術的検証可能性担保後）
8. 監査：監査制度（個人情報保護委員会の指定団体）
9. 措置：医師免許の停止、取消、本処理の資格の停止
10. 罰則：医師法に準じる直罰（懲役）

→効果：医療仮名化による本人同意なき第三者提供(収集)と分析が可能

→医療影像情報の大量収集と分析を可能にする法制は医療AIの研究と社会実装に多大な貢献をもたらす！

3. 個人情報保護法制2000個問題の解消（医療ビッグデータ政策等の推進）に向けた提言

日本の個人情報保護法制は約2000個にも及ぶ法律と条例群によって構成されている。→これがDB連携とデータ収集を妨げる原因の一つをなしている！
(1)「個人情報の保護に関する法律」、(2)「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、(3)「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、
(4)1,912普通地方公共団体「個人情報保護条例」（①都道府県の47条例、②786市・757町・184村の1,727条例、③特別区の23条例）
(5)115の広域連合、一部事務組合など特別地方公共団体の「個人情報保護条例」（平成22年4月現在）

個人情報保護法制2000個問題と法適用

医療分野における個人情報保護法：法律・条例の適用例

個人情報の取扱い主体	適用法	所管省庁等
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
独立行政法人国立病院機構岩手病院	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
地方独立行政法人宮城県立病院機構	宮城県個人情報保護条例	宮城県
気仙沼市立病院	気仙沼市個人情報保護条例	気仙沼市
日本赤十字盛岡病院	個人情報保護法	個人情報保護委員会
財団医療法人○○会病院	個人情報保護法	同委員会
個人医院	個人情報保護法	同委員会

個人情報の取扱い主体	適用法	所管省庁等
XX広域連合立□□病院	XX広域連合個人情報保護条例	XX広域連合
一部事務組合立△△病院	一部事務組合△△病院個人情報保護条例	一部事務組合△△
●●市立凸凹病院 指定管理者：民間事業者（医療福祉法人凸凹会）	【指定管理者募集要項や条例に規定されている場合】 →●●市個人情報保護条例	●●市
	【指定管理者募集要項や条例に規定されていない場合】 →個人情報保護法（？）	個人情報保護委員会（？）
◇◇衛生組合立 ○○地区休日急患診療所	適用法（法規制）なし ＜法の空白地帯＞	なし（◇◇衛生組合の自主規制）

●2000個問題の内容
（1）権限2000個問題（所管官庁の数）
（2）ルール2000個問題（定義と義務、例外のばらつき）
（3）その他の問題
① 越境データ問題（GDPRの十分性の維持、日米欧DFFT）
② 関連2000個問題（情報公開条例、公文書管理との関係）
③ 官民データとの関係（官民データ＝処理情報とすべき）

●2000個問題の弊害と解消の必要性
（1）2、3年ごとの法改正→条例改正圧力（自治体疲弊）
（2）広域災害と防災、減災、復興への影響
（3）医療、介護、創薬、健康への影響
（4）情報セキュリティ対策及びテロ対策への影響
（5）Maas及び自動走行車への影響
（6）ビッグデータ及びオープンデータ政策への影響
（7）学術研究目的の適用除外の整備と公私連携への影響